



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2025 年 7 月 25 日(金)

特定親族特別控除の創設と 健康保険の取扱い

大学生アルバイトに朗報？

令和 7 年度税制改正において創設された「特定親族特別控除」は、居住者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族で所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人（給与収入換算で 123 万円超 188 万円以下）を新たに「特定親族」というカテゴリーに区分して、特定親族の所得に応じた所得控除を受けられるようにしたものです。

特定親族の 給与収入	所得税の 控除額	住民税の 控除額
123 超～150 以下	63 万円	45 万円
150 超～155 以下	61 万円	45 万円
155 超～160 以下	51 万円	45 万円
160 超～165 以下	41 万円	41 万円
165 超～170 以下	31 万円	31 万円
170 超～175 以下	21 万円	21 万円
175 超～180 以下	11 万円	11 万円
180 超～185 以下	6 万円	6 万円
185 超～188 以下	3 万円	3 万円

※給与収入の各数値は「万円」

社保の被扶養要件も追随

この改正を踏まえて、社会保険の被扶養者認定要件のうち、年間収入を 130 万円未満とするものについても、19 歳以上 23 歳

未満である場合は 150 万円未満として取り扱いをすることが予定されています。厚労省は 5 月～6 月にかけて、パブリック・コメントを募集し、その中で 10 月には適用予定としています。

「壁」は動くだけ？

では、特定親族の給与収入が 150 万円を超えた場合はどうでしょうか。税の控除はある程度受けられるものの、健康保険については社保の扶養対象外となるため、特定親族は扶養者とは別に国民健康保険か社会保険に加入することになります。

また、休学中・定時制・通信制ではない大学生については社会保険の加入対象外となるため、本来企業が半額を負担してくれる社会保険の選択肢がありません。

いずれにせよ、年収で税や社保の適用が定められるのであれば、「壁」はどこかに発生します。後はどのくらいの割合で困る人が出るか、という見極めになるのでしょうか。



社保に加入できない大学生はコストパフォーマンスが良い、と目を付ける企業があるかも？